

平成24年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月17日(採決)

平成24年 第4回 定例会 会議録

日時 平成24年12月17日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤和 義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	吉村 英治
住民課長	藤佳 光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
産業観光課長	三明 祐治	建設課長	藤博 文
上下水道課長	安河内 正邦	学校教育課長	松田 秀幹
社会教育課長	阿部 正博		

出席した議会事務局職員

局長 清原 眞也 主事 高濱 守央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、執行部では、宮石栗の子保育園長が欠席しております。

本日の日程に入ります前に、12月12日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、議員発議が3件提出されましたので、本日の議題といたします。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について〕を議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

阿部委員長。

○予算審査特別委員会委員長（阿部寛治君） 報告いたします。

議案第47号

専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）

〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

内容は、既定の額に歳入歳出それぞれ767万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1,661万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費において、衆議院議員総選挙費767万8,000円を追加補正するものです。

歳入につきましては、県支出金において、衆議院議員総選挙委託金 7 6 7 万 8, 0 0 0 円を追加補正するものです。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当特別委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 4 7 号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第 2、議案第 4 8 号、篠栗町都市公園条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 4 8 号

篠栗町都市公園条例の制定について

本議案は、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）及び同法に基づく命令に定めるもののほか、町が設置する公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定める条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

都市公園法第 1 8 条において、「この法律及びこの法律に基づく政令に特別の定めがあるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例で定める。」と規定しています。加えて「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）」

(第2次一括法)による都市公園法第3条第1項、同法第4条第1項の改正により、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を、主務省令で定める基準を参酌し定めることとされています。

条例案では、町が設置する都市公園の設置及び管理に関する内容が示されており、特に都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関しては、国の基準を参酌したところ、今後の新設、増設または改築していく上での基準として適切であると判断して、その参酌基準を条例での基準として採用することを予定しています。

また、第2次一括法による都市公園法の改正は、平成24年4月1日に施行されていますが、同法附則第49条により、同日から1年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされています。よって、当該条例は、その他の一括法による条例と足並みをそろえ、平成25年4月1日から施行するものであります。

審査の中で、第7条中、それぞれの居住範囲を示した「街区内」「近隣に居住」「徒歩圏域内」の文言について、具体的な数値の質疑がありました。執行部からは、都市計画マスタープランに示す基準に沿ったものであり、それぞれ「250メートル以内」「500メートル以内」「1キロメートル以内」であるとの回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

終わります。

○議長(今泉正敏君) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告とおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第49号、篠栗町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君）

議案第49号

篠栗町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

本議案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第13条第1項が改正され、都市公園を管理する中で、特定公園施設を設ける場合は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例で定める基準に適合させなければならないとされ、その基準は、同条第2項の規定により、主務省令で定める基準を参酌して定めることとされています。

条例案では、国の基準を参酌したところ、高齢者、障害者等の移動等のために配慮されるべき公園施設のバリアフリーのあり方が示されており、今後、特定公園施設を新設、増設または改築していく上での基準として適切であると判断して、全ての参酌基準を条例での基準として採用することを予定しています。

また、第2次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正は、平成24年4月1日に施行されていますが、同法附則第72条により、同日から1年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされています。よって当該条例は、その他の一括法による条例と足並みをそろえ、平成25年4月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第50号、篠栗町下水道法施行条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第50号

篠栗町下水道法施行条例の制定について

本議案は、従来は下水道法施行令等で定められていたものが、公共下水道管理者及び都市下水路管理者である地方公共団体は、公共下水道の構造の技術上の基準などの三つの基準を条例で定めることになったことに伴い、本条例の制定について議会の議決を求められたものであります。

条例の内容としては、「公共下水道の構造の技術上の基準」及び「都市下水路の構造の技術上の基準」について、下水を支障なく流下させるための基準、また、人、車などに対する安全対策を講じることなどを定めております。

また、「都市下水路の維持管理の技術上の基準」では、都市下水路の排水を確保するためのしゅんせつなどの回数について定めております。

なお、この条例の制定に当たり、これらの技術上の基準は政令で定める基準を参酌して定められており、独自の基準は設けられておりません。

この条例は、平成25年4月1日から施行されます。

審査の中で、「第8条中、（1）の『下水の排除に支障がない部分』とはどうい

うところを指しているのか」という質疑に対し、執行部から「都市下水路の中の土砂やがれき等がたまらず、水がスムーズに流れているところを指し、目視で水が流れていることを確認できれば、年1回以上のしゅんせつを行わなくてもよい」との説明を受けました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第51号、篠栗町水道法施行条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第51号

篠栗町水道法施行条例の制定について

本議案は、従来は水道法施行令等で定められていたものが、公営水道事業の場合には、地方公共団体の条例で定めることになったことに伴い、本条例の制定について議会の議決を求められたものであります。

条例の内容としては、まず、「布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事」については、上水道の主要施設の新設、増設、更新などの工事を定めております。

次に、主要施設の新設などの工事監督を行う「布設工事監督者の資格」及び水道

施設において水質などの技術的管理を行う「水道技術管理者の資格」について、それぞれの学歴、経験年数などの資格要件を定めております。

なお、この条例の制定に当たり、「布設工事監督者の資格」及び「水道技術管理者の資格」は、政令で定める資格を参酌して定められており、独自の基準は設けられておりません。

この条例は、平成25年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第52号、篠栗町町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第52号

篠栗町町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定につ

いて

本議案は、第1次地域主権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）により、公営住宅法のうち公営住宅の入居資格、整備基準及び入居収入基準の3項目が平成24年4月1日から改正されたことに伴い、当該条例の全部の改正について議会の議決を求められたもの

であります。

この法改正のうち入居資格については、平成24年3月議会において既に篠栗町町営住宅管理条例の一部改正を行っておるところですが、整備基準及び入居収入基準については、法の施行日（平成24年4月1日）から1年間は経過措置期間があったため、さきの3月議会では改正せず、今回改正するものです。

整備基準については、改正前の公営住宅法第5条では、「公営住宅の整備は、国土交通省令で定める整備基準に従い、行わなければならない。」とされていましたが、改正後の公営住宅法第5条では、「公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い行わなければならない。」というようになり、条例委任されたため、今回の篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例に新たに整備基準を明記するものです。

次に、入居収入基準についてですが、公営住宅に入居するためには収入の基準があり、それが入居資格の一つとなっており、改正前の公営住宅法第23条及び公営住宅法施行令第6条では、政令により裁量階層世帯、いわゆる高齢者、障害者世帯については、月額所得21万4,000円以下と一律に規定されていましたが、改正後の公営住宅法第23条及び公営住宅法施行令第6条では、政令で定める金額25万円9,000円以下で、事業主体が条例で定める金額ということになっており、また、本来階層世帯、いわゆる一般世帯についても、改正前は月額所得15万8,000円以下と一律に規定されていましたが、改正後は政令で定める金額15万8,000円以下で、事業主体が条例で定める金額ということになり、条例委任されたため、今回改正するものです。

今回の法改正の趣旨は、金額を改正すること自体が目的ではなく、その判断を地方に委ねるといったものです。

したがって、真に町営住宅が必要な世帯に優先的に住宅を提供するために、本来階層、裁量階層ともに入居収入基準は現行の15万8,000円、21万4,000円を維持するものです。

その他の改正については、文面、字句等の見直しによるものです。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行されます。

委員会では、今後の町営住宅の運営の仕方について意見が出されました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります

- 議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。
質疑はありませんか。
- 12番、荒牧泰範議員。
- 12番（荒牧泰範君） 耳で聞いていたんでよくわからなかったんです。要するに、1年間の猶予期間を経てということでした。1年間の猶予期間は、25年4月1日で1年間に入るんですかね。
言っている意味わかりますか。
- 議長（今泉正敏君） 議長も意図がわかりませんでした。
- 12番（荒牧泰範君） 23年の法施行で1年間の猶予というのと、24年度中にやっておかなくていいのかなという意味でお尋ねしたんです。3月31日までに、施行を。
- 議長（今泉正敏君） 委員会でその部分が何か審議されたかどうか、委員長はどうでしょうか、委員長報告に対する質疑です。
- 文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） そういうのはありませんでした。
- 議長（今泉正敏君） せっかくですので、担当課長、今の質疑に対して何か説明ができますか。
福祉環境課長。
- 福祉環境課長（小南満代君） 法の施行日が24年4月1日でございます、1年間は経過措置期間でございます。その分を二つの整備基準と入居収入基準を今回、条例改正させていただきまして、施行日は25年4月1日からという形になっております。
- 議長（今泉正敏君） 荒牧議員、先ほど議員は23年って言われたでしょう。ことしの4月1日で、それから1年の経過措置というふうに書いてあるそうです。
- 12番（荒牧泰範君） 後で調べてもらって、1年というのと4月1日からだと3月31日までに施行せないかんというのがふつうのとり方だろうと思うんで、これは間に合っておるのかなと思っただけです、問題なければいいです。先へ進めてください。
- 議長（今泉正敏君） 課長が再度説明されるそうです。
- 福祉環境課長（小南満代君） 法の施行が4月1日でございますので、それから1年という形でございます。
- 議長（今泉正敏君） 1年はとれるという判断だそうです。
よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第53号、篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第53号

篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うことについて議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、

1. 防災会議の所掌事務に、「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、それに関し町長に意見を述べること」を追加するもの
2. 委員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、町長が任命する者」を追加するものです。

審査の中で、「防災会議が町長の諮問機関であれば、町長に言われて審議するのは当然ではないか」との質疑に対し、執行部からは、「この条例は、災害が起きたときにその情報を収集するという文言がメインにあったため、平時の備えについての計画の協議がうたわれていませんでした。そのため、常日ごろからそういう諮問をして協議しなさいということを加えるようになっていきます。また、改正前には、諮問という表現はありませんでした」と説明がっております。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第54号、篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第54号

篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正を行うことについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、同法の規定を引用している引用条項の変更等であり、内容に関する変更はありません。

この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第56号、福岡県市町村災害共済基金組合格約の変更についてを議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第9の議案第56号から日程第11の議案第58号までの3議案は、関連議案でございます。

よって、会議規則第37条の規定により一括議題とし、3議案一括して委員長の報告を受け、採決については1議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号から議案第58号までの3議案を一括議題といたします。

3議案ともに総務建設委員会に付託しておりましたので、3議案一括して委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長(松田國守君) 報告します。

総務建設常任委員会 議案第56、57、58号

それでは、一括して報告いたします。

3議案は、いずれも福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う諸手続に係るものでございます。

議案第56号

福岡県市町村災害共済基金組合格約の変更について

本議案は、当該組合の解散に伴う事務の承継について、組合規約を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものであります。

変更の内容は、福津市がその解散に伴う事務を承継するものです。

なお、この規約の施行は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可の日からとなっています。

議案第57号

福岡県市町村災害共済基金組合の解散について

本議案は、当該組合において、災害に関する費用に充てるため、県内市町村が互助共済の方式によって行う積立金に関する事務を共同処理していましたが、近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたため、当該組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものであります。

議案第58号

福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について

本議案は、当該組合の解散に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものであります。

財産の処分としては、

1. 組合構成市町村に帰属させる財産として
 - (1) 普通納付金
 - (2) 任意納付金
2. 福岡県自治振興組合に帰属させる財産は
福岡県公営協議収入金均てん化基金

となっております。

以上3議案について、当委員会において慎重審査の上、採決の結果、3議案全て、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいま委員長の報告に対し、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

初めに、議案第56号、福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第57号、福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを議題といたします。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第58号、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第59号、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

阿部委員長。

○予算審査特別委員会委員長（阿部寛治君） 報告いたします。

議案第59号

平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ5億9,887万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,548万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費において、立体駐車場機器リース料30万円を追加補正し、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う還付金5億6,492万5,000円を基金に積み立てるものであります。

民生費においても、後期高齢者負担金の額が確定したため、1,006万3,000円、土木費において、道路橋梁費の中町津波黒線測量委託料230万円、一の瀧線調査委託料170万円をそれぞれ追加補正し、一の瀧線の工事請負費を河川の護岸工事終了後に延期するため、1,200万円を減額補正するものです。

教育費において、横穴墓遺跡測量調査委託料47万7,000円を追加補正、公債費において、起債の元金及び利子の償還金を2,924万4,000円追加補正、その他、人事異動等に伴う人件費186万2,000円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、地方特例交付金において、減収補てん特例交付金425万6,000円、財産収入において、福岡県市町村災害共済基金組合還付金5億6,492万5,000円をそれぞれ追加補正し、土地売却収入を2,261万6,000円減額補正するものです。

寄附金において50万円、諸収入において、社会教育課雑入47万7,000円をそれぞれ追加補正、その他、歳出との整合性を図るため、普通交付税を5,132万9,000円追加補正したものであります。

継続費では、町有林保全事業について、平成25年度から平成29年度まで、総額9,852万円が設定されております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当特別委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第60号、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

阿部委員長。

○予算審査特別委員会委員長（阿部寛治君） 報告します。

議案第60号

平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正
予算（第2号）について

本議案は、既決の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億3,636万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億9,854万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、公債費の元金は、新規地方債の元金償還の措置期間を置かなかつたため、537万4,000円を増額、利子では新規の地方債の利率が当初見込みを下回つたため、291万1,000円を減額するものであります。

また、諸支出金の基金費は、福岡県から返還される流域下水道維持管理負担金返還金の一部を将来の下水道事業の運営資金として1億3,390万3,000円を下水道事業基金へ積み立てるものであります。

歳入の主なものは、諸収入は、流域下水道維持管理負担金返還金1億6,096万円の増額。また町債は、下水道事業債特別措置分160万円、資本費平準化債2,300万円、それぞれ減額であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第61号、篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第61号

篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

本議案は、立体駐車場の使用料精算方法について、非接触型ICカードによる精算を追加することにより、利用者の利便性の向上を図るため、本条例の一部改正を行うものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、使用料の1割以内を割り引きした額をもって発行していたプリペイドカードを廃止して、新たに非接触型ICカードを導入し、駐車場の入出庫の際に、ICカードを利用して使用料を精算することができるように条例を改正するものです。

なお、利用できるICカードは、JR九州ICカード「SUGOCA」及びSUGOCAと相互利用が可能な非接触型ICカードとなっています。

この条例は、平成25年4月1日から施行されます。

なお、経過措置として、改正後の篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に開始した駐車場の利用について適用し、同日前に開始した駐車場の利用については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、選挙案第2号、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙案第2号を事務局長に朗読させます。

清原事務局長。

○事務局長（清原眞也君） 朗読いたします。

選挙案第2号

福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

福岡県介護保険広域連合規約第8条の規定により、広域連合の議会議員1名の選挙を求める。

平成24年12月10日提出

篠栗町議会議員 今泉正敏

（提案理由）

組合議会議員 三浦 正氏の任期満了によるためでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがいまして、議長から指名をいたします。

福岡県介護保険広域連合議会議員に三浦 正氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました三浦 正氏を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました三浦 正氏が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

それでは、ただいま当選されました篠栗町選出の広域連合議会議員の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

住 所 糟屋郡篠栗町大字尾仲38番地

氏 名 三浦 正

生年月日 昭和29年8月21日

以上でございます。

ただいま福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました三浦 正氏が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第16、発議第2号、篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、発議第 3 号、篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案も、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

発議第 3 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、発議第 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、発議第 4 号、篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、提出者 松田國守議員に説明を求めます。

○8 番(松田國守君)

発議第 4 号

篠栗町議会議長 今泉正敏 殿

篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例を廃止する
条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 112 条及び篠栗町議会会議規則(昭和 39 年議会規則第 1 号)第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 24 年 12 月 17 日

提出者

篠栗町議会議員 松田國守

賛成者

篠栗町議会議員

以下のとおりです。省きます。

(提案理由)

携帯電話などが円滑に使用できる通信環境を整備することは、本町の当面している重要かつ喫緊の問題である。現行条例は、携帯電話中継基地局の設置などの管理運営を定め、町民の良好な生活環境の実現に資することを目的に制定された。

しかし、制定から 6 年が経過した現在、現行条例では携帯電話中継基地局の設置が進まず、本町だけが携帯電話などの使用が困難な地域になるおそれが生じている。山間地域の一部では事故等の非常時に連絡手段がなく、当地域の行政区長から、携

帯電話中継基地局設置を求める陳情書の提出があった。今後、街部においても良好な通信環境が阻害され、携帯電話などの使用に支障を来すおそれがある。

また、通信事業者３者に寄せられた本町の通話不良の苦情は、年間１００件に及んでいる。

本年１０月１７日、宮崎県延岡市の住民が、通信事業者を相手に基地局の運転停止を求めた訴訟の判決では、電磁波による健康被害が証明されたことは認められないとして、原告の請求を棄却した。

これらの現状を勘案し、議会において条例の一部改正等を検討してきたが、今後、携帯電話等の円滑な使用環境の整備と町民の良好な生活環境の実現のために、執行部において指導要綱を早急に制定されることを要望し、本条例の廃止を行うものである。

篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例を廃止する 条例

篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例（平成１８年条例第３１号）は、廃止する。

（附則）

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいま説明が終わりました。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、発議第４号は、原案のとおり可決されました。

日程第１９、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思いますが、質疑ありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 平成24年第4回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御討議、まことにありがとうございました。上程いたしました14議案全てを可決いただきましたことに感謝いたします。

本定例会の中で撤回を御承認いただきました議案第55号につきましては、執行部といたしましても、篠栗町自動車駐車場設備の初期投資の費用対効果、あるいは利用者による一定の負担の必要性等を十分に検討を重ねて、これまでの駐車時間3時間以内の駐車料無料の取り扱いを廃止し、100円を徴収することを提案に盛り込んでおりました。

所管委員会で、委員の皆様の町民目線でのさまざまな御意見を多くいただく中で、料金の改定については時期尚早であるとの判断から、同議案を撤回し、非接触型ICカードの利用に関する規定を追加する議案として、追加議案第61号を提案いた

しました。

今回の本議案に関する一連の議会審議こそ、町民が求める篠栗町民のための町執行部と議会のあるべき姿であろうと感じております。今後は、執行部といたしましても慎重に検討を重ねて、できるだけ議会に御理解と賛同をいただける提案を心がけてまいりますので、慎重審議方、よろしく願いいたします。

また、先ほど議員発議第4号において、「篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例を廃する条例の制定について」が可決されました。今後は、議会からの御要望であります「携帯電話等の円滑な使用環境の整備と町民の良好な生活環境実現のための指導要綱の制定」を急ぐこととお約束いたします。

さて、けさ未明までに、第46回衆議院総選挙の結果も出そろいました。国の新しい方向性が明らかになろうとしております。私ども地方自治体として望むところは、何よりも国の安定した政権運営とそれによる地方へのぶれない政策の継続であります。その下支えがあって初めて、直接、住民の皆様と接する基礎的自治体である市町村は、行政運営の継続性が可能となるわけであります。新政権による今後の安定した国政のかじ取りに期待いたします。

開会挨拶でも述べましたが、3期目に掲げました項目を4年の任期の中で一つ一つ取り組み、「新しい篠栗町の個性の創造」を実現してまいりたいと考えております。早速準備に入りますが、まず平成25年第1回定例会におきまして、25年度当初予算に一部を反映させながら御審議いただくことになると思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

地方分権がさらに進展する中、これからますます篠栗町の個性を背伸びせずに着実に発揮していくことこそ、これからの地方自治体としての目指すべき姿であろうと思っております。

職員全員、一致団結して、我が町篠栗町のために汗をかき、「新しい公共」のあるべき姿に向かって努力してまいり所存でございます。議会の皆様におかれましては、さらなる御指導と御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ことしも残すところ10日余りでございます。どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますよう御祈念申し上げまして、平成24年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。

ことし1年、どうもありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成24年第4回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 10 時 56 分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

今長谷 武和

篠栗町議会議員

横山 久義
